

第5期勝山市障害福祉計画・ 第1期勝山市障害児福祉計画（案）

計画期間：平成30年度～32年度



勝山市

第1章 計画の基本的考え方

第1節 計画の根拠、目的

障害に対する国等の計画は、障害者基本法第11条に規定されている「障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条に規定されている「障害福祉計画」があります。

今回、後段の「障害福祉計画」は、国の基本方針に基づいて勝山市の障害者福祉の実情にあわせて施策の数値目標や方策を設定します。

これまで、勝山市では、平成19年度の第1期障害福祉計画から平成27年度の第4期までに計4回の計画を策定してきました。この間、障害者基本法第11条に規定されている「障害者計画」を「勝山市障害者福祉計画」と名付け平成17年度から策定し、現在平成31年度までの期間を第4次勝山市障害者福祉計画として施策の進行中であり、その中の障害福祉計画の部分で国の基本指針の見直しと共に、新たに作成します。

また、今回、児童福祉法第33条の20の規定にある障害児福祉計画を新規に策定し、障害福祉計画とあわせて策定します。

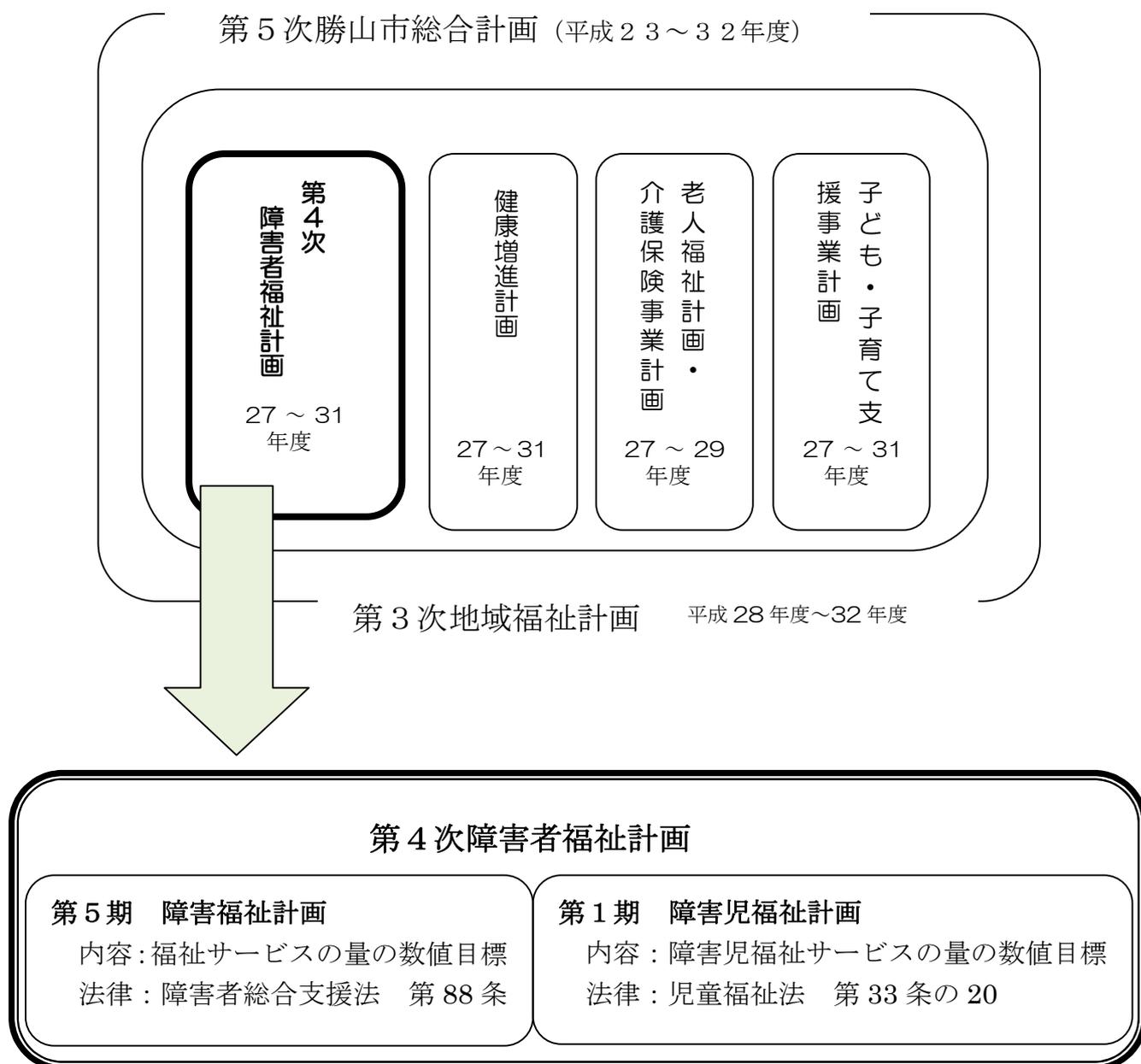
第2節 基本的理念

障害をお持ちの方々が社会の一員として障害の特性に応じて働き、気がかり児や障害を持った子どもたちとその家族が、生活しやすいような体制を構築し、安心して暮らせる地域にすることを理念とし、国の基本指針と勝山市の実情にあわせた目標（数値目標含む）を策定し施策を推進します。

第3節 障害者（児）に関する計画と諸計画の関係

勝山市の保健・福祉施策の指針は、勝山市障害者福祉計画、勝山市老人福祉計画・介護保険事業計画、勝山市健康増進計画、勝山市子ども・子育て支援事業計画でそれぞれ分野別に定め、これらの個別計画を基に、総合的・横断的な施策を勝山市地域福祉計画で定めます。

諸計画との関係



第4次障害者福祉計画の障害者計画（施策）+障害福祉計画（数値目標）のうち、数値目標の部分第5期勝山市障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の2つを溶け込んだ形で作成します。

第4節 計画の期間と推進体制（点検作業）

- 計画の期間 平成30年度から32年度

年度	H27	H28	H29	H30	H31 (2019)	H32 (2020)
計画名						
障害者福祉計画 (障害者計画) (障害者基本法 第11条3項)						
障害福祉計画 (障害者総合支 援法第88条)						
障害児福祉計画 (児童福祉法 第33条の20)						

• 推進体制（目標値の点検作業）

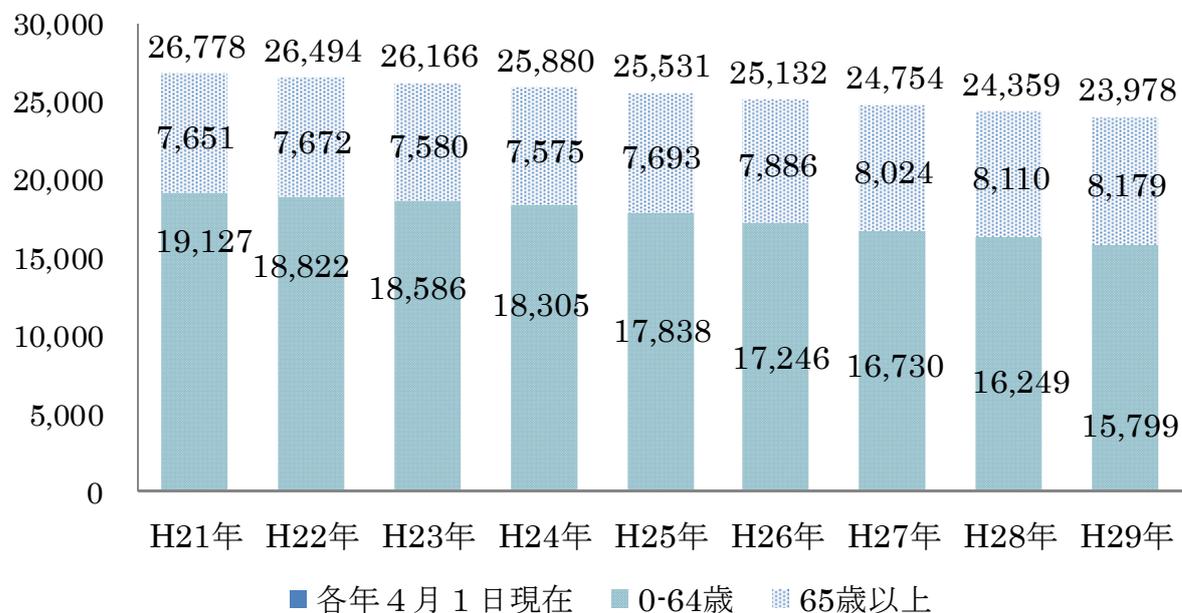
障害福祉サービスの数値目標等（第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）の期間は、3年間（平成30年度から32年度）で、PDCAサイクル（※4）を導入し、障害者等のニーズやサービス供給体制の現状と問題点を奥越地区障害者自立支援協議会等で検証しながら、障害者等のニーズや社会経済状況等の変化を把握し、計画を必要に応じて見直すこととします。

第2章 障害のある人を取り巻く現状

第1節 人口と障害者（児）の推移

(1) 人口の推移

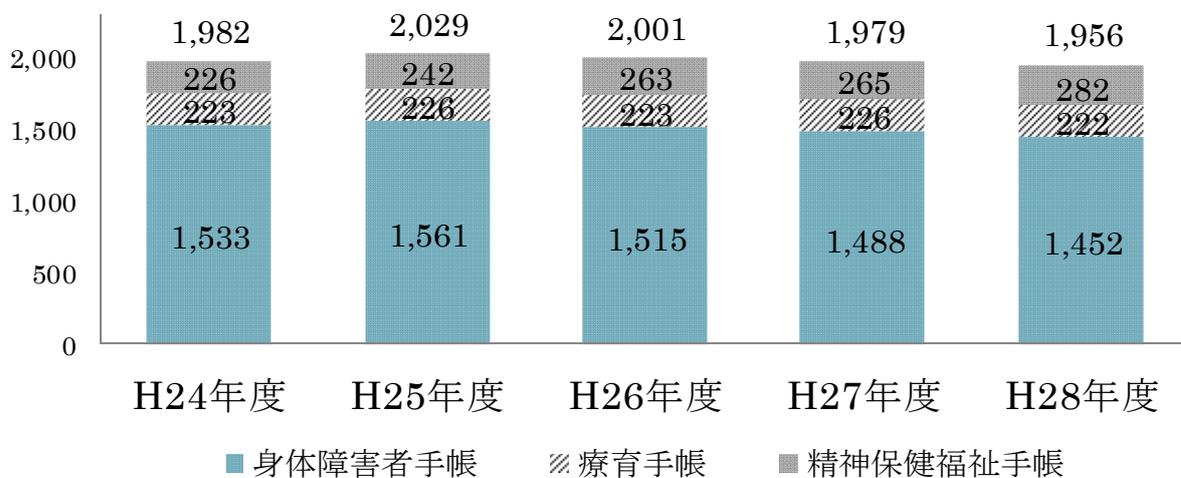
人口の推移をみると、平成21年以降減少しており、平成29年には23,978人となっています。



資料：勝山市住民基本台帳

(2) 障害児（者）数の推移

障害別手帳所持者の状況をみると、身体障害者手帳所持者数は、人口とともに減少傾向にあります。精神障害者保健福祉手帳は増加傾向になっています。（重複含む）



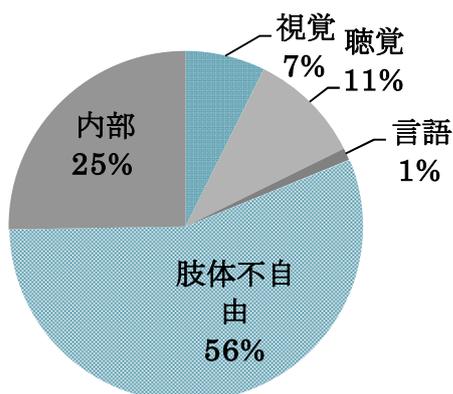
資料：福井県障害福祉課
福祉・児童課

第2節 身体障害者（児）の状況

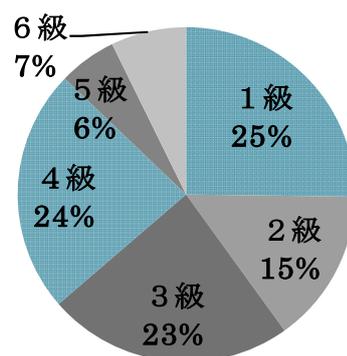
平成 29 年末では、身体障害者手帳所持者の障害種別の割合は肢体不自由 56%、内部障害 25%、聴覚障害 11%、視覚障害 7%、言語障害 1%となっています。障害程度別では 1 級が最も多く、1、2 級で約 4 割を占めています。

手帳所持者の年齢構成では、65 歳以上が 8 割近くを占めています。

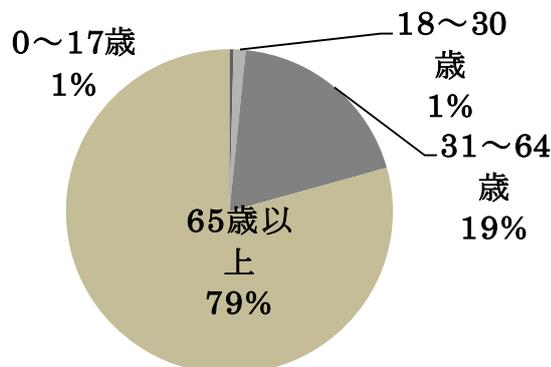
<障害種別割合>



<障害程度別割合>



<年齢構成別割合>



平成 29 年 3 月 31 日現在
資料：福井県障害福祉課

区分 / 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚	29	27	10	11	17	12	106
聴覚	4	33	28	22	1	62	150
平衡機能	0	0	0	0	1	0	1
音声・言語・そしゃく	0	2	7	7	0	0	16
上肢	67	61	38	28	24	12	230
下肢	22	60	167	203	24	19	495
体幹	17	24	22	1	13	0	77
脳原性上肢	2	2	3	1	0	0	8
脳原性移動	0	0	0	1	1	0	2
心臓	150	4	40	20	0	0	214
腎臓	70	0	14	2	0	0	86
呼吸器	2	0	11	8	0	0	21
ぼうこう・直腸・小腸・免疫	1	3	2	38	0	0	44
肝臓	2	0	0	0	0	0	2
合計	366	216	342	342	81	105	1,452

自立支援医療の給付

○更生医療

身体障害者が障害の軽減を図るために、必要な医療に要する費用が支給されます。特に、腎臓障害で人工透析をする人の数が、増加の傾向にあります。26年度からの費用額が大幅に増えたのは、生活保護の被保護者が対象になったためです。

入院・入院外 実人数

(単位 人)

区分/年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
心臓	1	0	0	1	0
視力	0	0	0	0	0
腎臓	23	26	28	28	25
聴力	0	0	0	0	0
音声・言語・ そしゃく	0	0	0	0	0
免疫	0	0	1	1	1
肝臓	0	0	0	1	1
肢体	0	0	0	0	1
合計	24	26	29	31	28
費用額(円)	3,444,899	3,861,031	8,071,409	10,311,905	10,250,939

○育成医療

障害児（障害に係る医療を行わないときは、将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。障害者の手帳の有無は問いません。

入院・入院外 実人数

(単位 人)

区分/年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
心臓	0	0	1	1	0
視力	0	0	1	0	1
腎臓	0	0	0	0	0
聴力	0	0	1	1	1
音声・言語・そしゃく	2	3	1	2	3
その他内臓	0	0	2	0	0
肢体	1	0	0	1	0
合計	3	3	6	5	5
費用額(円)	176,998	190,671	416,222	574,376	552,567

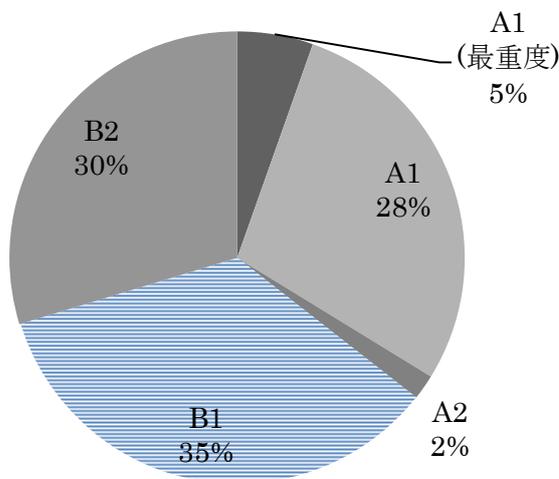
資料：福祉・児童課

第3節 知的障害者（児）の状況

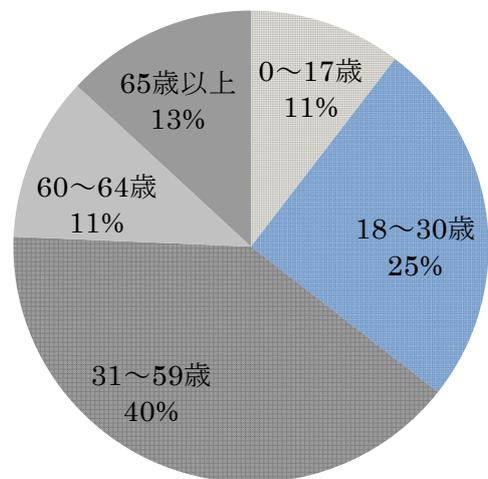
平成28年度、療育手帳所持者の状況をみると、障害程度ではB1が最も多く全体の35%を占め、次いでA1とA1（最重度）の33%となっています。

年齢構成では、18歳未満が11%となっており、身体障害者や精神障害者の構成比と比較しても割合が高くなっています。

<障害程度区分>



<障害年齢別>



平成29年3月31日現在

資料：福祉・児童課

<障害程度別・年齢構成の詳細>

年齢/等級	A1 (最重度)	A1 (重度)	A2 (中度+身体障害)	B1 (中度)	B2 (軽度)	計
0~5歳	0	0	0	1	0	1
6~12歳	0	0	0	1	6	7
13~17歳	4	2	0	2	7	15
18~30歳	7	12	1	13	23	56
31~59歳	0	22	1	43	23	89
60~64歳	1	11	1	8	4	25
65~74歳	0	12	1	8	2	23
75歳以上	0	4	0	1	1	6
計	12	63	4	77	66	222

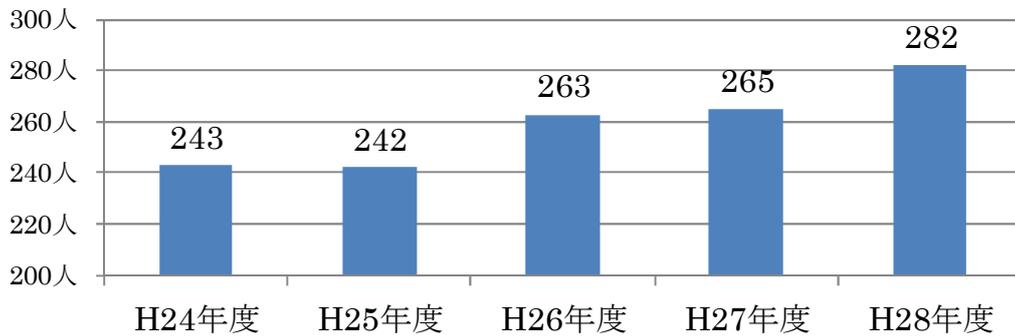
資料：福祉・児童課

第4節 精神障害者（児）の状況

平成28年度、精神障害者の状況をみると、手帳所持者障害程度では、2級が最も多く、次いで3級となっています。

年齢構成では、18歳未満は2%しかおらず、児童の手帳所持者は少ないです。

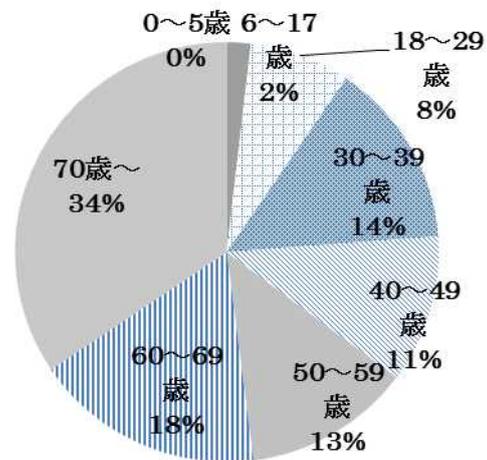
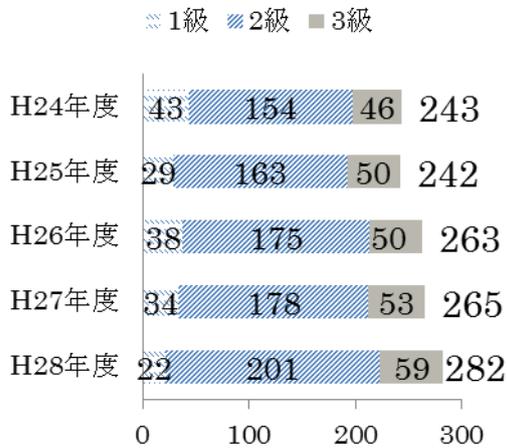
なお、精神障害者保健福祉手帳の所持者に対して、自立支援医療（精神通院）申請者は1.7倍程度となっており、通院している人数に対して、手帳の所持者が低い傾向となっています。また、通院公費負担者数は、平成24年度から約1.2倍になっています。



資料：福井県障害福祉課

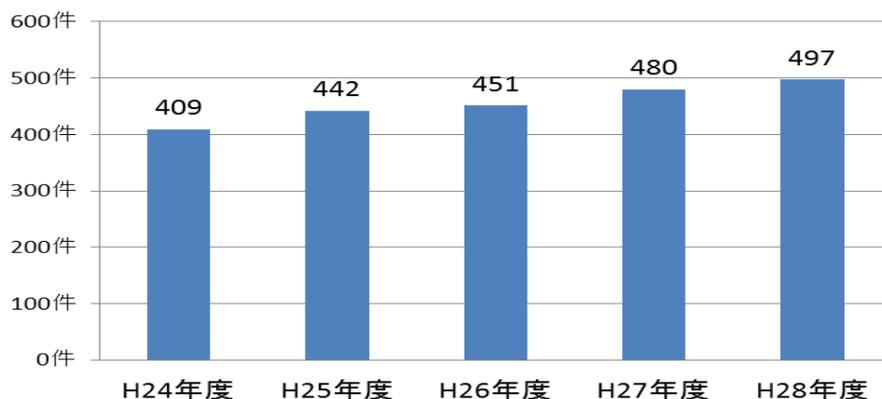
<障害程度別割合>

<年齢構成割合>



<自立支援医療（精神）申請件数>

資料：福井県障害福祉課
市福祉・児童課



資料：福井県障害福祉課

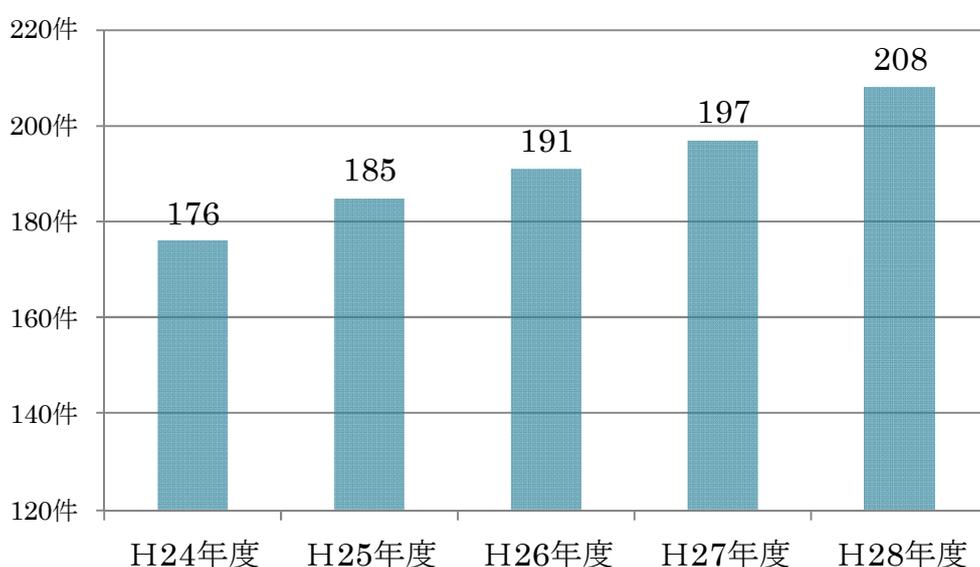
第5節 難病患者の状況

平成25年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に、難病等が加わり、障害福祉サービス・相談支援等の対象となりました。

障害者総合支援法上は、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と規定されており、対象疾患は358疾患（H29.4.1.現在）となっています。

以下の数字は、特定疾患医療受給者証交付状況の資料です。

<特定疾患医療受給者証交付状況>



資料：奥越健康福祉センター

○障害者総合支援法の対象疾病の要件

指定難病（医療費助成の対象となる難病）の基準を踏まえつつ、障害者総合支援法の対象となる難病等の要件は以下のとおりとされている。

指定難病の要件	障害者総合支援法における取扱い
① 発病の機構が明らかでない	要件としない
② 治療方法が確立していない	要件とする
③ 患者数が人口の0.1%程度に達しない	要件としない
④ 長期の療養を必要とするもの	要件とする
⑤ 診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていること	要件とする

（参考）H29.1.20全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）資料より

第6節 障害児（気がかり児）の状況

○ことばの育ちの教室利用者数

ことばの発達等に遅れがみられる未就学児に対して、言語聴覚士や臨床心理士による、ことばの訓練や療育指導を行っています。終了後必要な児童においては、専門的な医療機関等へつなぎます。

区 分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
実人数（人）	7	11	15	14

※H25年度より新体制で教室の開設

○放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）

放課後対策として、市内の児童クラブ（児童センター）で障害児の受け入れを行っています。

対象児 療育手帳又は身体障害者手帳を所持する児童

特別児童扶養手当証書を所持する児童

区 分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
施設数	2	2	2	2
実人数（人）	2	2	2	4

○認定こども園・保育園での障害児の受け入れ

中程度障害児または、重度障害児を受け入れる施設に対して、施設型給付費における療育支援加算の支給に加え、ふれあい保育推進事業や障害児保育推進事業などの補助を行うことで、障害児の受け入れを推進しています。

区 分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
施設数	9	7	7	8
実人数（人）	18	14	20	24

資料：福祉・児童課

○5歳児健診

市では1歳6か月、3歳児健診のほかに、通園している保育士等の問診と保護者の問診を参考に、5歳児健診を実施しています。

年 度	対 象 者 数	受 診 者 数	受 診 率	診察結果								
				要 指 導	要観察					要 治 療	要 精 査	治 療 中
					社会性	多動傾向	理解面	発音のみ	その他			
H26	179	171	95.5%	9	15	28	25	8	4	2	2	10
H27	180	176	97.8%	26	6	16	19	14	9	0	0	8
H28	168	164	97.6%	19	17	16	16	19	4	0	0	5

○発達相談会

幼児健診（1歳半、3歳、5歳）で要経過観察になるなど、気がかりな児とその保護者を対象に行う個別の相談会。市から紹介し、希望した方が参加。また、保護者からの相談を受けて紹介する場合があります。

年 度	回 数	延 人 数	参加理由				結果			講 師
			発 言 語 不 理 解 瞭	対 人 動 面 係	運 動 面	そ の 他	異 常 な し	経 過 観 察	他 機 関 紹 介	
H19	6	8	10	7			1	5	2	発達専門医2回 言語聴覚士4回
H20	6	18	17	10	1		1	16	1	発達専門医2回 言語聴覚士4回
H24	6	19	7	11		1	1	12	6	発達専門医・言語聴覚士4回 言語聴覚士のみ2回
H25	7	19	6	13				7	12	発達専門医・臨床心理士 6回 発達専門医・言語聴覚士 1回
H26	8	20	5	15				11	9	発達専門医・臨床心理士 5回 臨床心理士のみ 3回
H27	6	10	3	6		1		5	5	発達専門医・臨床心理士 2回 臨床心理士のみ 4回
H28	10	21	10	10		1		12	9	発達専門医のみ3回、臨床心理士のみ5回 言語聴覚士のみ2回

○養育医療給付事業

医師が入院を必要と認めた赤ちゃんが、指定の医療機関で入院・治療を受ける際に医療費を負担する制度。

年 度	H25	H26	H27	H28
給付対象者数	7件	9件	15件	14件
公費負担総額	1,180,176	1,106,882	2,519,632	2,165,529

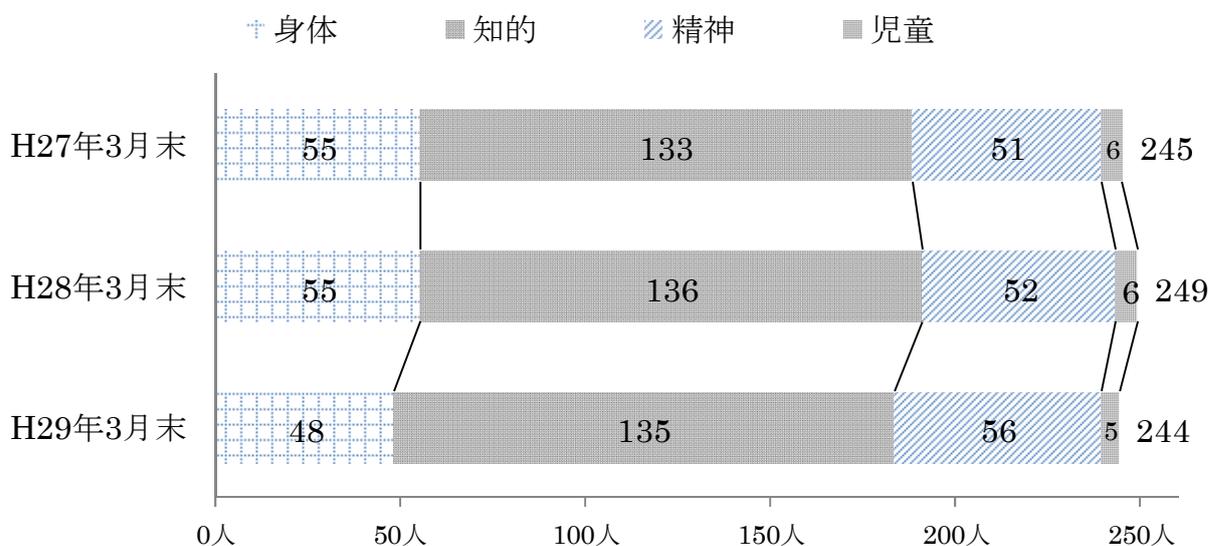
資料：健康長寿課

第7節 障害福祉サービス決定者数・障害支援区分の推移

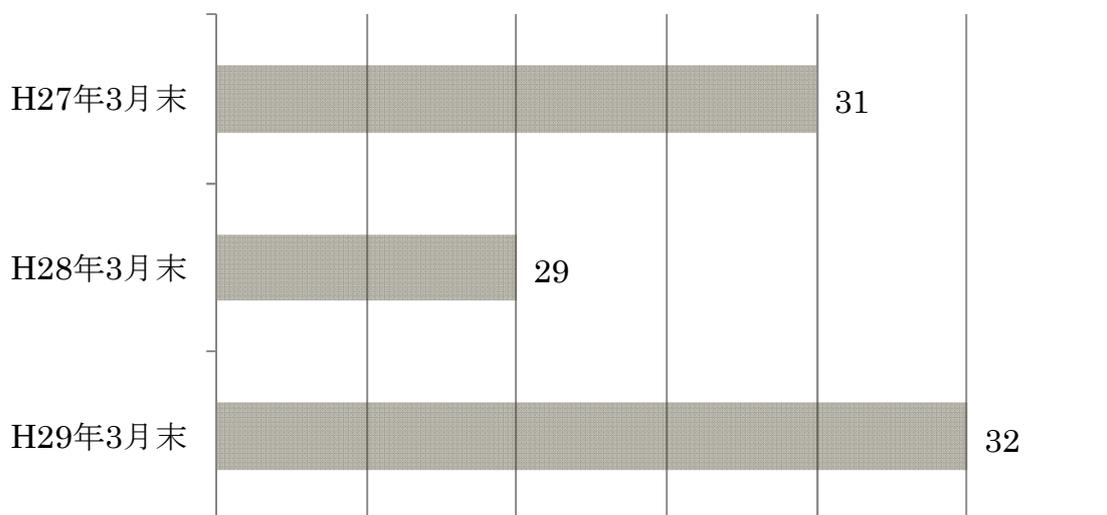
障害福祉サービス（児含む）の決定者（利用者）の増減はありませんが、障害支援区分で非該当が増えています。非該当は、就労系の通所のためのサービスの利用ができます。

また、支援区分が重い方が年々増えてきています。高齢化に伴う障害の重度化が予想されます。

<障害福祉サービス決定者数>

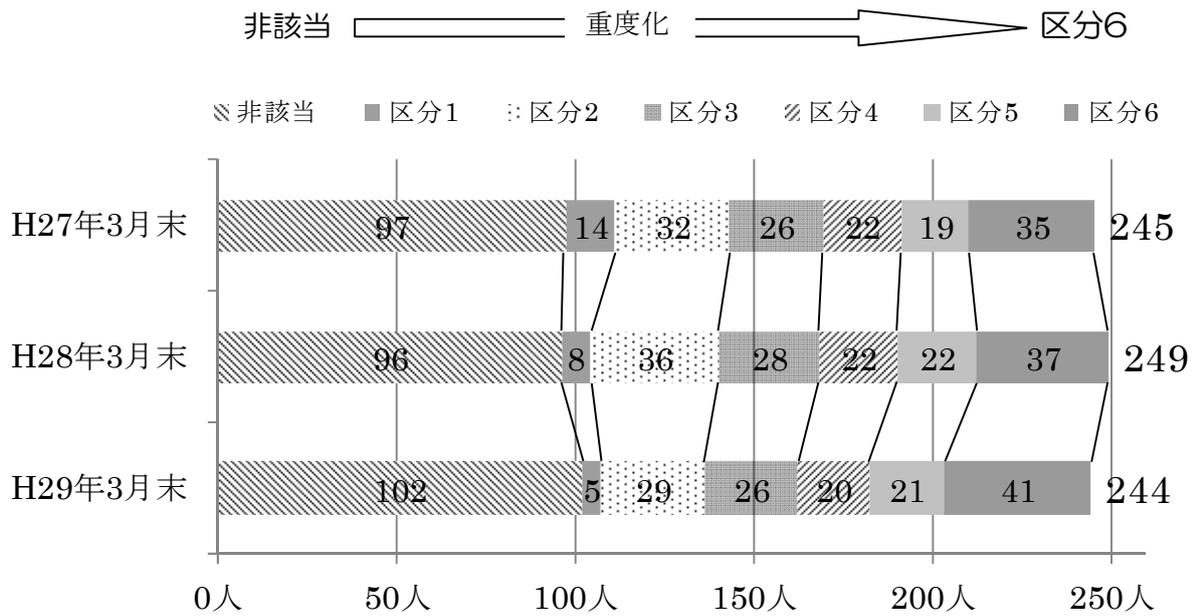


<障害児福祉サービス決定者数>



資料：福祉・児童課

<障害支援区分 決定者数>



資料：福祉・児童課

(参考) 障害支援区分認定が必要なサービス

サービス名	対象区分等	サービス名	対象区分等
居宅介護	区分1以上（通院等介助（身体介護を伴う）は区分2以上、かつ、他に該当条件あり）	短期入所	区分1以上
重度訪問介護	区分4以上（他に該当条件あり）	生活介護	区分3以上（50歳以上は区分2以上）
同行援護	身体介護を伴う場合は区分2以上（他に調査項目・該当条件あり）	療養介護	区分5以上（他に該当条件あり）
行動援護	区分3以上（他に該当条件あり）	施設入所支援	区分4以上（50歳以上は区分3以上）
重度障害者等包括支援	区分6（他に該当条件あり）	就労系の通所など	非該当以上
グループホーム	非該当以上		

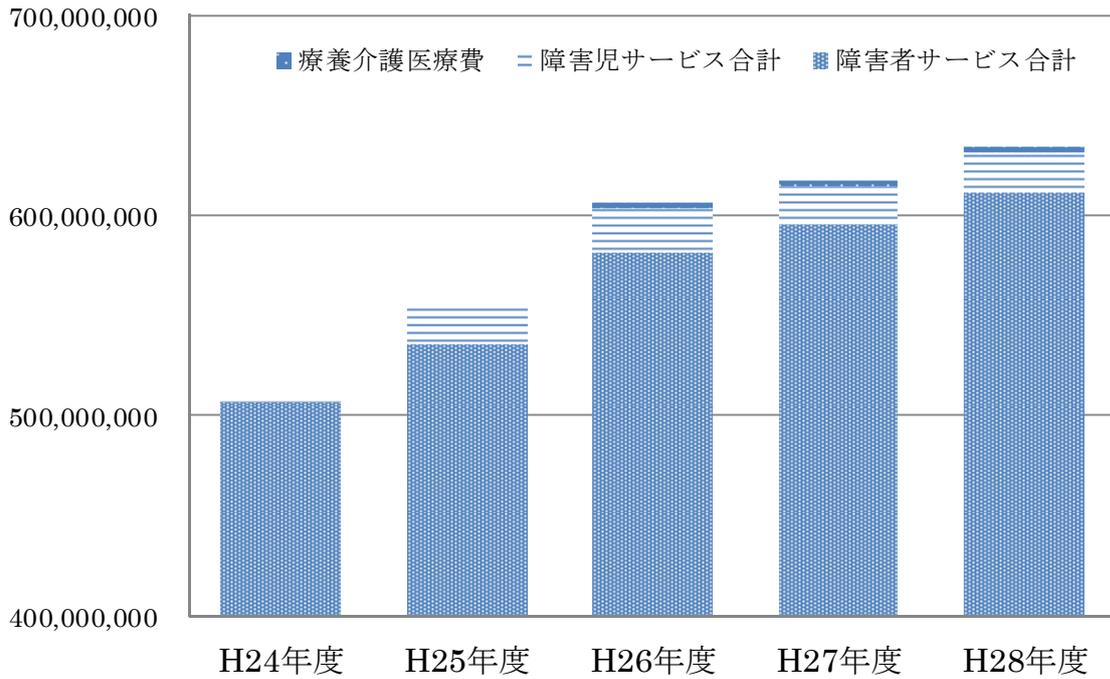
障害福祉サービス 年別請求金額の推移 (国保連支払い)

(単位 円)

サービス種類	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
居宅介護	8,096,840	7,692,991	7,603,752	12,798,263	11,073,649
行動援護	188,370	0	0	0	0
同行援護	1,601,769	1,703,849	1,727,582	1,873,050	1,631,687
療養介護	6,307,690	9,039,110	9,146,400	9,036,210	8,085,000
生活介護	184,394,705	189,072,405	202,466,415	204,892,429	211,935,807
短期入所	6,378,514	6,431,497	4,946,633	5,859,590	6,237,489
施設入所支援	92,157,262	95,903,371	103,769,256	105,234,877	106,840,598
旧法 身体入所更生	385,416				
旧法 身体入所療護	348,502				
旧法 知的入所更生	2,027,335				
旧法 知的入所授産	360,778				
介護給付費 計	302,247,181	309,843,223	329,660,038	339,694,419	345,804,230
共同生活介護	24,698,234	26,857,582	2,484,791		
共同生活援助	13,955,357	10,969,648	37,398,512	43,654,340	45,256,943
宿泊型自立訓練	208,668	0	1,157,822	1,573,997	901,140
自立訓練(機能訓練)		0	2,331,726	2,443,307	956,642
自立訓練(生活訓練)	18,985,283	15,693,160	12,405,242	7,089,229	5,480,533
就労移行支援	19,083,578	13,811,559	15,721,773	12,453,472	10,195,208
就労継続支援(A型)	41,439,619	61,340,762	70,676,499	72,547,300	69,895,310
就労継続支援(B型)	82,378,289	89,080,532	99,649,571	108,604,557	124,136,059
旧法 知的通勤寮	107,570				
訓練等給付費 計	200,856,598	217,753,243	241,825,936	248,366,202	256,821,835
計画相談支援	3,906,617	8,148,154	10,378,470	7,741,602	9,128,482
旧法 相談支援事業	29,340				
相談支援 計	3,935,957	8,148,154	10,378,470	7,741,602	9,128,482
合計	507,039,736	535,744,620	581,864,444	595,802,223	611,754,547
障害児相談支援		1,975,700	1,465,090	1,374,050	1,410,150
児童発達支援		3,720,573	2,951,904	1,199,395	1,002,600
放課後デイサービス		13,745,173	17,968,102	17,122,949	18,002,028
保育所等訪問支援		184,959	0	0	0
旧法 児童デイ	22,356				
合計	22,356	19,626,405	22,385,096	19,696,394	20,414,778
総合計	507,062,092	555,371,025	604,249,540	615,498,617	632,169,325
療養介護医療			2,879,063	2,927,075	2,730,466
合計	507,062,092	555,371,025	607,128,603	618,425,692	634,899,791

障害福祉サービス決定者数（障害児含む）のH26年度（276人）とH28年度（276人）と比較して、決定者数が変わらないが、障害福祉サービスの金額は26年度（約6億713万円）とH28年度（約6億3490万円）と比較して、約4.6%の伸び率になっており、年々上昇しています。

障害福祉サービス年別請求金額の推移（単位 円）



資料：福祉・児童課

第8節 各種給付状況

○補装具の交付・修理

身体障害者が日常生活上の能率向上のために必要な、義肢、装具、補聴器、車椅子などを給付しています。身体障害者の増加と福祉機器の開発の進展により、利用者のニーズは多様化するとともに、オーダーメイドの車いすの交付が増えています。また、自己負担の割合も原則 10%ですが、各種軽減制度によって自己負担が非常に軽減されています。

区 分	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
交付（件数）	37	36	37	22	30
修理（件数）	25	23	24	17	7
合 計	62	59	61	39	37
公費負担額（円）	4,983,108	4,195,473	6,852,422	3,114,765	3,696,575
自費（円）	192,155	138,462	219,877	155,744	88,621
総費用額（円）	5,175,263	4,333,935	7,072,299	3,270,509	3,785,196
自己負担割合	3.71%	3.19%	3.11%	4.76%	2.34%

○日常生活用具の給付

障害者等（難病患者含む）の日常生活が、より円滑に行われるために障害にあった用具を給付又は貸与すること等により、障害のある人が日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。

特殊寝台や入浴補助用具・特殊便器・ネブライザー・透析液加温器・聴覚障害者用通信装置・人工喉頭・ストーマ装具（ストーマ用品、洗腸用具）などの給付があります。また、自己負担の割合も原則 10%ですが、各種軽減制度によって 5%未満になっています。

区 分	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
交付（件）	37	36	48	50	53
内ストーマ（件）	25	23	34	36	32
公費負担額（円）	4,983,108	4,195,473	4,380,401	4,110,068	4,268,819
自費（円）	192,155	138,462	200,399	176,180	184,809
総費用額（円）	5,175,263	4,333,935	4,580,800	4,286,248	4,453,628
自己負担割合	3.71%	3.19%	4.37%	4.11%	4.15%

資料：福祉・児童課

○重度障害児（者）医療費の助成

重度の障害児（者）（身体障害者手帳 1 級から 3 級、知能指数 I Q50 以下の人及び精神障害者福祉手帳の等級が 1～2 級の人で自立支援医療（精神通院医療）の給付を受けている人）が治療を要する場合、その医療費を助成する「重度障害児（者）医療費助成」制度があります。

総額で平成 28 年度の実績で約 1 億 1972 万円近くになっています。

区 分	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
対象人数(人)	1,193	1,209	1,188	1,155	1,123
助成件数(件)	23,175	23,288	23,512	21,476	23,088
費用額	121,713,397	125,444,101	126,059,650	122,470,979	119,722,063
一人あたり	102,023	103,759	106,111	106,035	106,609

○タクシー初乗り料金の助成

身体障害者手帳 1 級、2 級（下肢、体幹又は視力障害で単独 2 級に限る）及び療育手帳 A 1 又は A 2、精神保健福祉手帳 1 級、2 級所有者で、自動車税の減免を受けていない在宅者で、1 年間に初乗り料金チケット×24 枚を交付します。

なお、車椅子又はストレッチャー常用者に対しては、それぞれのタクシー初乗り料金のチケット（券）を交付しています。

区 分	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
対象人数（人）	108	130	118	114	91
助成金額（円）	1,004,770	1,070,940	1,062,980	989,420	834,070
一人あたり額	9,303	8,238	9,008	8,679	9,166

資料：福祉・児童課

第9節 就労、就学状況

○障害者の就労状況

平成25年4月から民間企業における障害者の法定雇用率が、2.0%になりました。

事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています。

（精神障害者について雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）

市内の事業所においては、2.44%となっています。

市内における障害者の就業状況（人）

※平成28年6月1日現在

企業の規模	企業数	法定基礎労働者数 (常勤)	身体障害者		知的障害者		精神障害者	障害者雇用数計	障害者雇用率(%)
			重度	軽度	重度	軽度			
50人以上の企業	12	1,663	21	11	2	3	3.5	40.5	2.44

(※計画策定時には、H29.6.1現在の数値になります)

資料：大野公共職業安定所

○特別支援学校、特別支援学級等への就学状況

平成25年4月に市内に奥越特別支援学校が開校し、長時間の通学などの負担が減り、市内で特別な支援を有する教育の場ができました。

少子化ではありますが、特別支援学校、特別支援学級の生徒数ともに、若干増えています。

平成29年4月1日現在

種別	小学部	中学部	高等部	合計
奥越特別支援学校	3	2	19	24
その他の特別支援学校	0	0	1	1
盲・ろう学校	1	0	1	2
合計	4	2	21	27
(参考)H26年度と比較	4	8	13	25

種別	小学校	中学校	高等学校	合計
特別支援学級	26	22	—	48
(参考)H26年度と比較	26	21	—	47

資料：市学校教育課・奥越特別支援学校

第3章 障害福祉サービス、障害児福祉サービスの 数値（利用見込量）目標等、成果（数値）目標

第1節 障害福祉サービス、障害児福祉サービスの目標値

国の基本指針に定められた次の事項について、勝山市の考え方を示します。

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
(保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）の設置)
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】
- (6) その他（障害者等に対する虐待の防止、障害を理由とする差別の解消の推進）

(1) 施設入所者の地域生活への移行

旧目標名 福祉施設入所者の地域生活への移行促進

① 第4期計画における目標と実績

平成27年度は、新規施設入所者がおり、一時的に増えましたが、28年度末では死亡等で施設入所者数が減り、平成29年度の目標数は達成しました。

しかし、施設入所から地域生活への移行は目標値8名に対し、0名であり、目標には到底達することはできませんでした。

理由として、入所者の高齢化や障害支援区分が重度化し、在宅やグループホーム等への地域移行をするのは難しい現実がありました。

(単位 人)

項目	平成25年度末	平成29年度末		比較 (C-B)	評価
	基準数値 (A)	目標値 (B)	実績見込 (C)		
施設入所者数	70	67	67	0	達成
施設入所者数の削減 目標 A×4%		3	3	0	達成
施設入所から地域生 活への移行者数 A×12%		8	0	△8	未達成

② 第5期計画の目標値

【国の基本指針】

○地域移行者数：平成28年度末施設入所者の9%以上…67人×9%≒6人(D)
 (第4期計画未達成分は積み上げること)未達成分8人(E)
 $D+E=6人+8人=14人$

○施設入所者数：平成28年度末の2%以上削減 … 67人×2%≒1人

【勝山市の考え方】

○地域移行者数

国の指針によると、14人の地域生活への移行者数となりますが、現在施設入所者が高齢化、障害支援区分も重度化しており、平成28年度末の施設入所者の67人を個々に分析した結果、1人が限度ではないかと目標値をたてました。

地域生活への移行者数 (単位 人)					【目標値】 (A-B)
平成26年度 実績	平成27年度 実績	平成28年度 実績(A)	平成29年度 実績見込み	平成32年度 見込み(B)	
0	0	0	0	1	1

○施設入所者数

児童入所施設からの障害者施設への入所移行、在宅の最重度の方の入所待ち、同居する親の高齢化による在宅での見守りの限界など今後の入所者が減っていくことはないと予想されます。

ただし、高齢入所者の介護保険施設への移行も視野に入れ、国の指針どおり目標値を1人としました。今後も、県及び事業所等と連携する中で、地域や障害者の現状に合わせた地域移行を進めていきます。

施設入所者数 (各年度末時点) (単位 人)					【目標値】 (A-B) A×2%
平成26年度 実績	平成27年度 実績	平成28年度 実績(A)	平成29年度 実績見込み	平成32年度 見込み(B)	
69	71	67	67	66	1

項目	数値
平成28年度末時点の施設入所者数 (A)	67人
【目標値】平成32年度末の入所者数 (B)	66人
【目標値】施設入所から地域生活への移行 (9%→1人)	1人
【目標値】施設入所者数の削減目標 (2%) (A) - (B)	1人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規】

① 第5期計画の目標値

【国の基本指針】

○保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）の設置

※圏域とは障害保健福祉圏域…奥越圏域

勝山市で協議の場の設置、市で設置が困難な場合は、圏域（奥越）で設置しても差し支えない。

【勝山市の考え方】

勝山市、大野市で共同運営している、奥越地区障害者自立支援協議会に「生活居住支援部会」があります。

この部会には、保健・医療・福祉関係者が一堂に会し、奥越圏域（勝山市・大野市）の福祉・医療・保健制度の紹介や事例検討会等を行っています。

個別事案に関しては、その都度関係者がケース検討会を行い、個々の対応にあたるので、「生活・居住支援部会」を協議の場として位置づけていきます。

また、奥越地区障害者自立支援協議会の「日中・就労支援部会」「発達障害・教育部会」「相談支援連絡会」、そして県自立支援協議会と情報連携して精神障害者に対しての状況の把握に努めていきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

① 第4期計画における目標と実績

勝山市福祉健康センターすこやか内にある「勝山市障害者生活支援センター」を地域生活拠点支援の面的な体制と同等なものとして位置づけています。

相談者数も年々増え、相談件数については、ばらつきはあるものの、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業の相談窓口、困りごとセンター「らいと」や勝山市社会福祉協議会成年後見センター「ささえ愛」やハローワーク（マイワーク勝山）、医療機関、勝山市内だけでなく奥越圏域の事業所とも連携して障害者等の生活を支えてきました。

ただ、24 時間体制の支援ができないなど、不十分な部分があることが今後の課題です。

参考値 障害者生活支援センターへの相談者数、件数

	平成25年度 実績	平成26年度 実績	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 (見込み)
実人数(人)	154	145	169	201	205
件数	2,842	2,090	1,829	2,043	2,050

② 第5期計画の目標値

【国の基本指針】

○各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

【勝山市の考え方】

- ・ 「勝山市障害者生活支援センター」を地域生活拠点支援（面的な体制）として位置づける。（23 ページ 図参照）
- ・ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で障害児者やその家族の不安の解消に努められる相談体制の構築。
- ・ 奥越地区自立支援協議会の構成メンバー（事業所等）が連携できる体制づくり
障害だけをとらえるのではなく、高齢、生活困窮も含めた市民の困りごとに対応する相談体制（「困りごとセンターらいと」との連携）
- ・ 勝山市社会福祉協議会成年後見センター「ささえ愛」との連携による、親亡きあとの生活不安の解消に向けた関係機関の連携と、成年後見制度の周知の実施。

地域生活拠点支援（面的な体制）居住支援のための機能をもつ事業所が連携し、地域の障害者を支援するイメージ

福祉健康センターすこやか

- ・福祉・児童課、健康長寿課
- ・社会福祉協議会
- ・障害者虐待防止センター
（高齢者等虐待防止ネットワーク会議）
- ・ことばの育ちの教室

・成年後見サポートセンター「ささえ愛」
（成年後見制度の相談）

・包括支援センター「やすらぎ」
（高齢者等の介護相談）

・困りごとセンター らいと
（生活困窮者自立支援相談、生活上の困りごと相談）

・障害者生活支援センター
（障害全般にかかる相談）

- ・特別障害者等手当
- ・重度障害児者医療費助成等
- ・各種福祉サービス
- ・補装具給付
- ・日常生活用具給付等事業
- ・自立支援医療
- ・障害者手帳
- ・その他福祉サービス



奥越健康福祉センター



障害入所施設
・障害者緊急短期入所事業



医療機関



計画相談支援事業所



障害福祉サービス事業所



グループホーム



親と同居



一人暮らし



ハローワーク

奥越地区障害者自立支援協議会



学校



スクラム福井

(4) 福祉施設から一般就労への移行

旧目標 福祉施設から一般就労への移行促進

① 第4期計画における目標と実績

福祉施設から一般就労への移行については、就労支援事業所の努力もあり目標値6人に対して11人名見込まれ、近年経済状況もよく、企業においても障害者雇用の理解も進んでいると思われまます。

就労移行支援事業の利用者数は、目標値には達成できない状況であります。利用者が、一般就労につながり人数が減少しましたが、新たな利用者がいない状況です。

(単位：人)

項 目	※参照	平成29年度末		比較 (C-B)	評価
	基準数 値 (A)	【目標値】 (B)	実績(見込) (C)		
福祉施設から一般就労への移行 者数(※Aは平成24年度末)	3	6	11	5	達成
就労移行支援事業の利用者数 (※Aは平成25年度末)	8	12	8	△4	未達成

② 第5期計画の目標値

【国の基本指針】

- 一般就労への移行者数： 平成28年度の1.5倍 … 7人× 1.5倍≒10人
- 就労移行支援事業利用者：平成28年度の2割増 … 15人×120%=18人
- 移行率3割以上の就労移行支援事業所：5割以上（国平成27年度実績37.6%）
※ 「就労移行率」とは、ある年度の4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち、当該年度中に一般就労へ移行した者の割合を指す。
※ 実績を踏まえた目標設定
- 就労定着支援1年後の就労定着率：80%以上（新）

【勝山市の考え方】

○ 一般就労への移行者数

平成 28 年度の実績 7 人は他の年度と突出して多く、平成 29 年度の実績見込みが 0 人ではありますが、平成 30 年 4 月の障害者雇用率の改正も加味し、国の平成 30 年度から 32 年度の単年度あたり 3 人又は 4 人一般就労移行を目標に、平成 32 年度においては、国の基本指針と同様の累計 10 人とします。

	福祉施設から一般就労移行者数 (単位：人)				【目標値】 平成 32 年度 見込み
	平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績(A)	平成 29 年度 見込み	
単年	2	4	7	0	4
27 年度～29 年度の累計	—	4	11	11	—
30 年度～32 年度の累計					10

○ 就労移行支援事業利用者

平成 28 年度の実績 15 人は突出した人数であったのと、平成 29 年度がその反動で少ない人数であるため、平成 26 年度実績から平成 29 年度見込みを平均した年間利用者数(※1) 11 人を平成 28 年度の基準人数とし、2 割増の 13 人が就労移行支援事業を利用し、一般就労など一人一人にあった就労の型の提供を目指します。

就労移行支援事業の利用者数 年間利用者数 (単位：人)				
平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 上段は実績 下段は(※1)	平成 29 年度 見込み	【目標値】 平成 32 年度 見込み
11	13	15	8	13
		11		

※1：平成 26 年度から平成 29 年度見込みの合計人数 47 人を 4 年間で除した人数を平成 28 年度の基準人数 11 人とした。

項 目	数 値
平成 28 年度の一般就労移行者数	7 人
【目標値】平成 32 年度までの一般就労移行者数	10 人
平成 28 年度末の就労移行支援利用者数(※1)	11 人
【目標値】平成 32 年度の就労移行支援利用者数	13 人

○ 移行率 3 割以上の就労移行支援事業所

市としては、就労移行支援事業所の目的を念頭に利用者の適切な支援のもと、一人でも多くの方が一般就労につながるように、ハローワークや就労移行支援事業所と相談支援専門員などとの連携を支援していきます。

○就労定着支援 1 年後の就労定着率：80%以上（新）

下表（参考表 1）で平成 22 年度から 28 年度で平均して定着率が 76.2%（※1）であり、1 年以降定着率 85.7%（※2）からも、国の基本指針を上回っています。平成 30 年から就労定着支援の福祉サービスが新設されるので、その利用を促進しながら、就労定着率の維持に努めていきたい。

目標値 平成 31 年度、32 年度 80%以上

（注：平成 30 年度は就労定着支援 1 年目のため数値の計上は不可）

参考表 1

福祉施設から一般就労移行者数（各年度実績）								
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	合計
移行者計（A）	1	6	3	1	2	4	7	21
Aの内 福祉施設に戻った者 （B）	0	1	1	0	0	0	3	5
Bの内1年以内に福祉 施設に戻った者（C）	0	1	0	0	0	0	2	3
離職率 % （B÷A=D）	0	16.6	33.3	0	0	0	42.8	23.8
定着率% （100-D）	100	83.4	66.7	100	100	100	57.2	※1 76.2
1年以内 離職率 % （C÷A=E）	0	16.6	0	0	0	0	28.6	14.3
1年以降 定着率% （100-E）	100	83.4	100	100	100	100	71.4	※2 85.7

(5) 障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】

旧目標名 障害児支援体制の整備

① 第4期計画における目標と実績

ことばや発達が気がかりな児童に対し、乳幼児期からの各種健診や発達相談会、福祉健康センターすこやかで実施している「ことばの育ちの教室」や専門医へのつなぎ、大野市にある児童発達支援「くれよん教室」などにつなげるなど、育ちの気がかりさの早期発見、早期治療、早期療育への対応に努めました。

また、平成29年度からは、児童発達支援のサービスを受ける場合に必要な医師の診断書を市内の小児科医師と連携し、サービスを受けるまでの期間の短縮に努めました。

② 第5期計画（第1期障害児福祉計画）の目標値

【国の基本指針】

- 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
(困難な場合は、圏域でも設置可能)
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- 医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置（H30年度末まで）

【勝山市の考え方】

- 児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築について、市では、面的な体制づくりをし、児童発達支援センターに代わるものとして気がかり児や障害児の支援を実施してきます。（29ページ 図参照）

療育だけに限定すれば、市には「ことばの育ちの教室」、大野市には児童発達支援「くれよん教室」があり、専門的な技術で気がかり児の療育にあたっています。

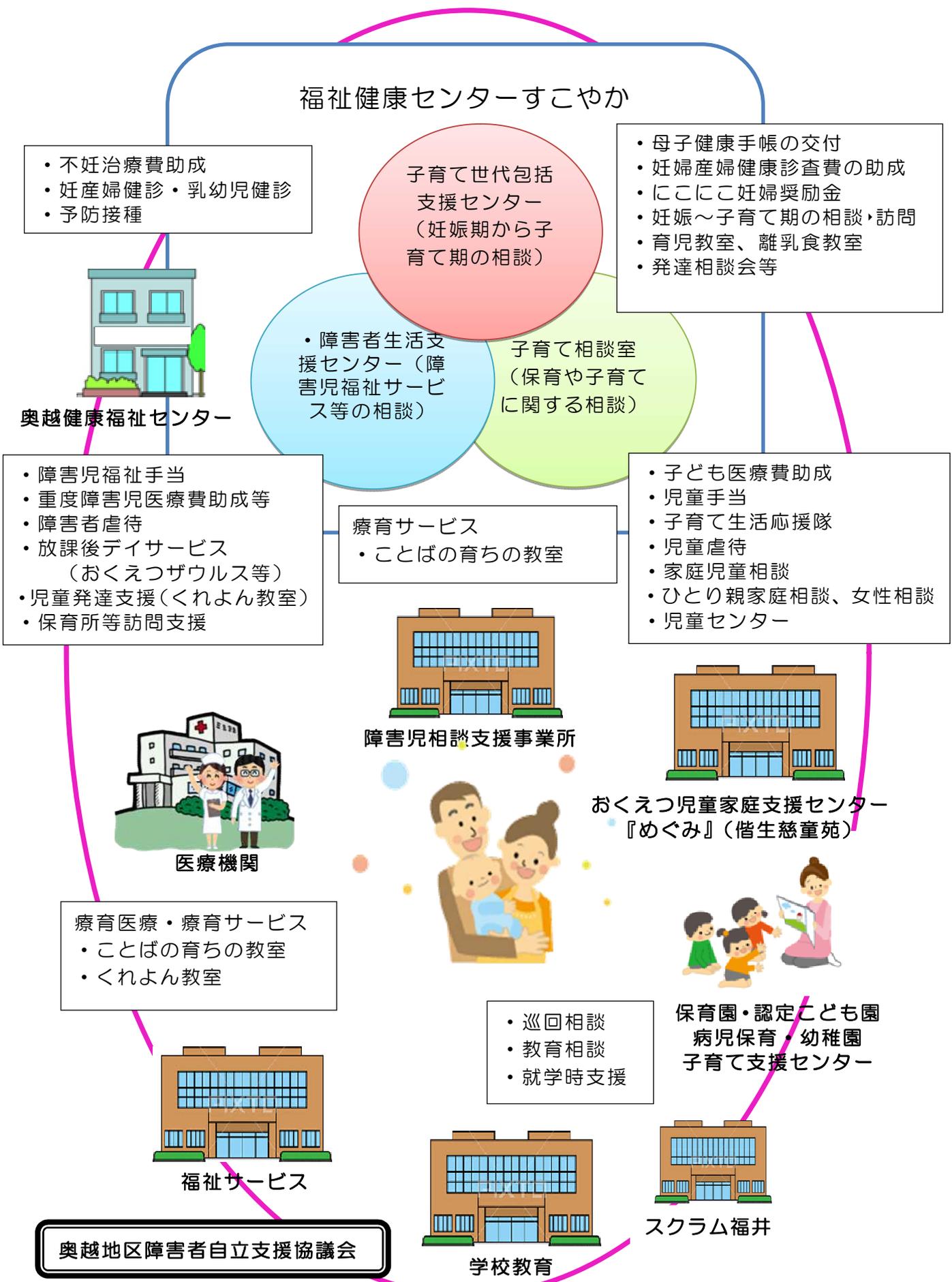
市としては、子どもの支援として子育て世代包括支援センターにおいて、種々の相談や乳幼児健診をとおして、気がかり児の早期発見、発達相談などの個別相談をしながら、「ことばの育ちの教室」等適切な医療や療育機関へのつなぎを行っています。子や保護者にとって各種機関が連携し情報共有を行っていくことが安心感につながっていきます。

よって、「子育てファイルふくいっ子」を活用し、対象児童の特性を見極め、関係機関が連携しやすい支援をしていきます。

- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、
放課後等デイサービスの確保
市内には、奥越特別支援学校の敷地内に「おくえつザウルス」があり、障害児の放課後対策と療育にあたっています。
重症心身障害児の利用はすでにあり、柔軟に対応しています。今後も、対象児毎の状況に応じて、関係者と連携して対応を行えるように努めます。

- 医療的ケア児支援の協議の場の設置
気管切開など医療的支援が必要な対象児の現状把握など、県全域か奥越圏域なのか、市独自に取り組めるのか研究する必要があります。また、対象児を受け入れてできる事業所の確保の問題もあります。（現在奥越圏域にはない）
そのために、子育て世代包括支援センター連絡会や奥越地区障害者自立支援協議会の場を活用して対象児の対応にあたっていきます。

**児童発達支援センターに代わる面的支援
勝山市の妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の連携**



(6) その他

それぞれの項目についての、今後の取組み目標は、以下のとおりです。

【勝山市の考え方】

○ 障害者等に対する虐待の防止

障害者虐待防止センター（福祉・児童課内）では、住民等からの虐待に関する通報があった場合に、速やかに障害者等の安全の確認や虐待の事実確認を行うとともに、関係者によるケース検討会の実施、立ち入り調査などを行っております。

一時保護に必要な居室の確保は、現在、障害者支援施設と「障害者緊急短期入所事業」の契約を行っております。また、虐待防止に関する啓発活動（出前講座）として、市民、養護者、施設職員等に研修を実施しております。

高齢者等虐待防止ネットワーク会議や奥越地区障害者自立支援協議会を活用した、関係者の情報共有や事例検討を行い、今後も障害者虐待の未然防止に努めていきます。

障害者の権利擁護については、勝山市社会福祉協議会内に成年後見サポートセンター「ささえ愛」において、成年後見人制度の相談や市民後見人の講座の実施、また、日常生活自立支援事業と合わせて、障害者の権利擁護ができるように制度の推進を図ります。

○ 障害を理由とする差別の解消の推進

市では、「勝山市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を作成し、定期的に全職員向けに研修を行っております。

今後も継続し障害の理解に努め、各種各場面における事例対応を全職員間で共有していただけるように努めます。

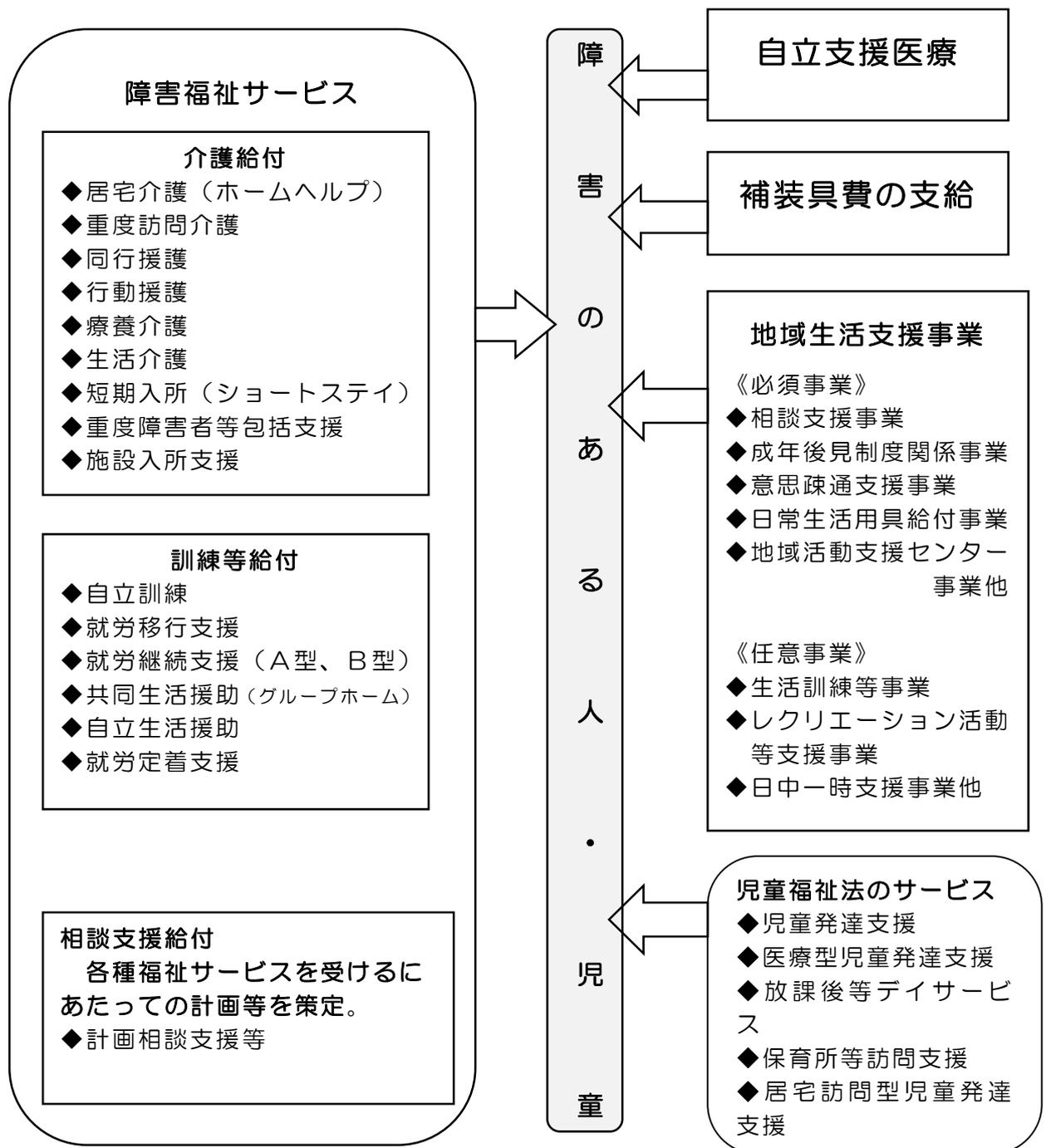
また、民間事業者における相談や事例の対応などにもあたっていきます。

第2節 障害福祉サービス、障害児福祉サービスの見込量

(1) 障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障害福祉サービス等

障害者総合支援法は、平成30年4月に内容の一部改正の施行の予定です。よって、今回新たなサービスも創設されます。また、児童福祉法の改正で、障害児福祉サービスの計画策定及び新たなサービスも創設されます。

過去のサービス支給量と第1節で設定した障害福祉サービス、障害児福祉サービスの目標値を基に平成32年度までの各サービスの見込量を設定します。



(2) 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援などの「訪問系サービス」について各年度における見込みを定めます。

① 実績と見込み

居宅介護、同行援護、行動援護について実績をあげています。重度訪問介護は、平成30年度から居宅への訪問介護のほか、短期的に入院した場合に医療機関への訪問介護ができるようになります。重度障害者等包括支援については、現在県内には事業所がないので、0人とし、そのほかは、利用者の現状や利用状況を考慮し、見込量を算出しました。

サービス		年度						
		26	27	28	29	30	31	32
居宅 介護	利用時間数 (時間分/月)	215	262 (210)	220 (220)	210 (230)	— (227)	— (227)	— (227)
	利用者数(人)	25	25 (23)	23 (23)	21 (24)	— (24)	— (24)	— (24)
重度 訪問 介護	利用時間数 (時間分/月)	0	0	0	0	— (10)	— (10)	— (10)
	利用者数(人)	0	0	0	0	— (1)	— (1)	— (1)
同行 援護	利用時間数 (時間分/月)	89	91 (120)	79 (120)	83 (120)	— (86)	— (86)	— (86)
	利用者数(人)	3	4 (5)	4 (5)	3 (5)	— (4)	— (4)	— (4)
行動 援護	利用時間数 (時間分/月)	0	0 (10)	0 (10)	0 (10)	— (10)	— (10)	— (10)
	利用者数(人)	0	0 (1)	0 (1)	0 (1)	— (1)	— (1)	— (1)
重度 障害 者等 包括 支援	利用時間数 (時間分/月)	0	0	0	0	— (0)	— (0)	— (0)
	利用者数(人)	0	0	0	0	— (0)	— (0)	— (0)

上段：実績(29年度は実績見込み)

下段：(見込み) 27～29年度は第4期計画、30～32年度は第5期計画

② 見込量確保のための方策

今後、障害のある方の地域生活への移行が進むとともに、利用の増加が予想されるため、訪問介護事業所との連携を図りながら見込量の確保に努めます。

(3) 日中活動系サービス

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、短期入所など、入所や通所施設等で昼間の活動を支援する「日中活動系サービス」について各年度における見込みを定めます。

① 実績と見込み

生活介護及び就労継続支援B型が増加傾向にあります。また、自立訓練と就労移行支援は、減少しています。

就労移行支援については有期限のサービスであるため、一般就労に結びつかなかった場合に、就労継続支援の利用に転換する場合があります。

平成28年度末までの実績に基づき、平成30年度からの見込みを算出しました。就労継続支援A型の事業所が増えており、就労移行支援や就労継続支援B型から就労継続支援A型に移行する利用者、一般就労に結びつかなかった場合に、就労継続支援A型に移行する利用者が増えています。

また、高齢障害者の障害福祉サービスの継続利用で、若年障害者がサービスを利用できないことがないように、一部サービスに関しては、介護保険への移行を視野にいれていきます。

平成30年度から新設される2つのサービスは、対象となる事業所の認定も未定であるため、1名程度の利用を見込んでいます。

サービス		年度						
		26	27	28	29	30	31	32
生活介護	利用時間数 (人日分/月)	1,814	1,813 (1,900)	1,785 (1,922)	1,821 (1,944)	— (1,842)	— (1,863)	— (1,884)
	利用者数 (人)	92	87 (90)	89 (91)	86 (92)	— (87)	— (88)	— (89)
自立訓練 (機能)	利用時間数 (人日分/月)	27	26 (30)	8 (30)	30 (30)	— (30)	— (30)	— (30)
	利用者数 (人)	2	2 (2)	1 (2)	2 (2)	— (2)	— (2)	— (2)
自立訓練 (生活)	利用時間数 (人日分/月)	139	70 (199)	64 (217)	135 (235)	— (105)	— (105)	— (105)
	利用者数 (人)	9	5 (10)	9 (11)	8 (12)	— (8)	— (8)	— (8)
就労移行 支援	利用時間数 (人日分/月)	144	113 (150)	110 (165)	77 (180)	— (90)	— (100)	— (111)
	利用者数 (人)	11	13 (10)	15 (11)	8 (12)	— (11)	— (12)	— (13)
就労継続 支援 (A型)	利用時間数 (人日分/月)	974	996 (989)	960 (1,033)	961 (1,077)	— (973)	— (973)	— (973)
	利用者数 (人)	53	51 (50)	53 (52)	52 (54)	— (52)	— (52)	— (52)

サービス		年度						
		26	27	28	29	30	31	32
就労継続 支援 (B型)	利用時間数 (人日分/月)	1,160	1,299 (1,218)	1,418 (1,236)	1,452 (1,254)	— (1,470)	— (1,488)	— (1,506)
	利用者数(人)	66	75 (65)	82 (67)	79 (68)	— (80)	— (81)	— (82)
自立生 活援助	利用者数(人)	平成30年度から新設				— (1)	— (1)	— (1)
就労定 着支援	利用者数(人)					※注1	— (1)	— (1)

※注1 平成30年度については、事業実施初年度であるため、目標値を設定できない

サービス		年度						
		26	27	28	29	30	31	32
短期入所	利用時間数 (人日分/月)	56	65 (80)	67 (80)	74 (80)	— (74)	— (74)	— (74)
	利用者数(人)	15	15 (15)	13 (15)	16 (15)	— (16)	— (16)	— (16)
療養介護	利用者数(人)	3	3 (3)	3 (3)	3 (3)	— (3)	— (3)	— (3)
	利用時間数 (人日分/月)	56	65 (80)	67 (80)	76 (80)	— (91)	— (91)	— (91)

上段：実績(29年度は実績見込み)

下段：(見込み) 27～29年度は第4期計画、30～32年度は第5期計画

② 見込量確保のための方策

療養介護以外の日中活動系サービスについては、今後も、利用者、利用量の増加が見込まれ、勝山市内及び近隣市町のサービス提供事業所と連携し、確保を図ります。

高齢障害者に関しては、介護保険の利用移行を図りながら、相談支援専門員と連携していきます。

(4) 居住系サービス（施設・共同生活援助）

共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援など、入所施設等で住まいの場における夜間を含めた「居住系サービス」について各年度における見込みを定めます。

① 実績と見込み

共同生活援助は、地域生活への移行を目指し、各年度1名増加を見込んでいます。施設入所支援は、現状を考慮し、平成32年度の目標値66人に向けて緩やかな減少を見込んでいます。

（単位：人）

年度 サービス	26	27	28	29	30	31	32
施設入所支援	74	71 (70)	72 (69)	68 (67)	— (67)	— (66)	— (66)
共同生活援助	36	40 (38)	39 (39)	36 (40)	— (37)	— (38)	— (39)

上段：実績(29年度は実績見込み)

下段：(見込み) 27～29年度は第4期計画、30～32年度は第5期計画

② 見込量確保のための方策

施設入所から地域生活への移行が円滑に進むためには、現在グループホームに入所中の高齢者の方を適切な居住地（高齢者施設や有料老人ホーム等）への移行を促し、若年層がグループホームに入居できるように、計画相談（相談支援専門員）を活用して入所者の地域における生活の場の確保に努めます。

(5) 障害児通所系サービス

児童福祉法の改正により、障害児の福祉サービスが再編され、平成 24 年度より、障害児通所支援が始まりました。障害児や、発達が気付きな児童を対象に通所でサービスを実施しています。

① 実績と見込み

就学前の児童を対象とした児童発達支援、就学児童を対象とした放課後等デイサービスの利用が主になっています。平成 25 年に奥越特別支援学校が開校したことに伴い、学校の敷地内で放課後の支援を実施しています。

平成 29 年度の利用者数が増えたのは、サービスの利用にあたり医師の意見書を見直して、早期に気付き児が適切な療育を受けられるような体制を作りました。今後も、この体制は維持していきませんが、学年を節目として利用児童が入れ替わることを踏まえて、各年度 2 名の増加を見込んでいます。

(単位：人)

年度		26	27	28	29	30	31	32
サービス								
児童発達支援	利用時間数 (人日分/月)	28	11	10	16	— (18)	— (20)	— (22)
	利用者数 (人)	12	9 (15)	7 (15)	17 (15)	— (19)	— (21)	— (23)
医療型児童発達支援	利用時間数 (人日分/月)	0	0	0	0	— (0)	— (0)	— (0)
	利用者数 (人)	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	— (0)	— (0)	— (0)
放課後等デイサービス	利用時間数 (人日分/月)	243	220	233	177	— (218)	— (218)	— (218)
	利用者数 (人)	18	19 (20)	26 (20)	21 (20)	— (20)	— (20)	— (20)
居宅訪問型児童発達支援	利用時間数 (人日分/月)	平成 30 年度から新設				— (10)	— (10)	— (10)
	利用者数 (人)					— (2)	— (2)	— (2)
保育所等訪問支援	利用時間数 (人日分/月)	0	0	0	0	— (10)	— (10)	— (10)
	利用者数 (人)	0	0 (2)	0 (2)	0 (2)	— (2)	— (2)	— (2)

上段：実績(29 年度は実績見込み)

下段：(見込み) 27～29 年度は第 4 期計画、30～32 年度は第 1 期障害児福祉計画

※利用時間数 (人日分/月)については、27～29 年度の第 4 期計画では未設定。

② 見込量確保のための方策

乳幼児健康診査部門（市健康長寿課）、市内医療機関、児童通所事業所や学校等と連携し、利用計画に必要な体制の確保に努めます。

(6) 相談支援

障害福祉サービスの利用のためには、計画相談支援が必要です。また、障害者施設等に入所している障害者、又は精神科病院に入院している障害者が地域生活に移行するために地域相談支援があります。地域相談支援は、地域移行支援と地域定着支援に分けられます。

① 実績と見込み

計画相談支援については、3年間で着実に計画相談支援の利用者は増加しています。地域移行支援については、施設入所者数、精神科病院に入院している精神障害者数、地域定着支援については、単身である障害者の数や家族の状況等により、同居している家族からの支援を受けられない障害者の数を勘案して、利用者数を見込みます。

(単位：人)

年度 サービス	26	27	28	29	30	31	32
計画相談支援	242	243 (250)	239 (255)	258 (260)	— (260)	— (265)	— (270)
障害児相談支援	31	29 (30)	34 (30)	38 (30)	— (39)	— (41)	— (43)
地域移行支援	0	0 (1)	0 (1)	0 (1)	— (1)	— (1)	— (1)
地域定着支援	0	0 (1)	0 (1)	0 (1)	— (1)	— (1)	— (1)

上段：実績(29年度は実績見込み)

下段：(見込み) 27～29年度は第4期計画、30～32年度は第5期、第1期(障害児)

児童福祉法の改正により、平成24年度から障害児通所支援が始まりました。新規利用の時には、あわせて計画相談支援を開始しています。平成29年9月末には全ての利用児童が計画相談支援を利用しています。障害児通所支援の利用児童は、入学、卒業などで学年毎に入れ替えがあるため、30年度からは、実績を考慮し2名ずつ利用の増加を見込んでいます。

福祉サービス支給人数

(単位：人)

年度 サービス	26	27	28	29	30	31	32
福祉サービス全体	245	243 (250)	239 (255)	258 (260)	— (260)	— (265)	— (270)
児童通所全体	31	29 (30)	34 (30)	38 (30)	— (39)	— (41)	— (43)

上段：実績(29年度は実績見込み)

下段：(見込み) 27～29年度は第4期計画、30～32年度は第5期、第1期(障害児)

② 見込量確保のための方策

指定障害福祉サービス事業所等に情報提供を行い、相談支援事業の促進を図ります。

また、相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、利用計画に必要な体制の確保に努めます。

(参考値) 障害児入所系サービス

児童福祉法に基づく、障害児の入所サービスは、児童相談所で把握しています。

障害児施設に入所している児童は、18歳になれば障害福祉サービス（大人のサービス）に移行することになります。

勝山市内には、下記の施設はありませんが、勝山市として現在障害児入所サービスを受けている児童の把握が必要です。

年度 サービス	26	27	28	29	30	31	32
障害児入所施設	1	1	1	1	1	1	1
医療型障害児入所施設	1	1	1	1	1	1	1

26～28年度は実績、29年度は実績見込み

30～32年度は見込人数 第1期（障害児）

第3節 地域生活支援事業の見込量

(1) 地域生活支援事業の概要

① 目的

地域生活支援事業は、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効果的・効率的に実施し、障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

② 事業内容

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。勝山市においては、下記の事業を実施しています。

《必須事業》

○理解促進研修・啓発事業 ○自発的活動支援事業 ○相談支援事業 ○成年後見制度利用支援事業 ○成年後見制度法人後見支援事業 ○意思疎通支援事業 ○日常生活用具給付等事業 ○手話奉仕員養成研修事業 ○移動支援事業 ○地域活動支援センター機能強化事業

《任意事業》

○生活訓練等事業 ○日中一時支援事業 ○レクリエーション活動等支援事業 ○点字・声の広報等発行事業

(2) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び見込量

《必須事業》

① 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化していきます。

② 自発的活動支援事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

③ 相談支援事業

勝山市障害者生活支援センター（福祉健康センターすこやか内）にて、在宅の障害者及び介護者の地域における生活支援をし、福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、専門機関の紹介などを行い、自立と社会参加の促進を図ります。専門的な相談支援を要する困難事例に対応するため、社会福祉協議会及び障害者福祉施設を運営する法人への委託方式により、精神保健福祉士、社会福祉士を配置しています。

また、奥越地区障害者自立支援協議会を設置し、関係機関とのネットワークを構築するとともに、福祉サービスの利用にかかる相談支援の中立・公平性の確保、困難事例への対応のあり方等に対する協議を行います。

④ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、国に定める基準に該当し、成年後見制度の利用が有効であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

社会福祉協議会内にある成年後見サポートセンター「ささえ愛」において、知的障害及び精神障害等により判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らせるように市民後見人を養成します。また、市民後見人に対して権利擁護講座を開催します。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚障害者等、意思の疎通が困難な方を支援するため、手話奉仕員・通訳者を派遣し、公的機関、医療機関等その他の社会生活における円滑な意思疎通を図ります。

(単位：人)

年 度	26	27	28	29	30	31	32
利用人数	12	7 (12)	8 (12)	8 (12)	－ (10)	－ (10)	－ (10)

上段：実績(29年度は実績見込み)

下段：(見込み) 27～29年度は第4期計画、30～32年度は第5期計画

⑦ 日常生活用具給付等事業

障害者等に対し、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

(単位：件)

年 度	26	27	28	29	30	31	32
介護・訓練支援用具	1	1 (1)	0 (1)	1 (1)	－ (1)	－ (1)	－ (1)
自立生活支援用具	3	2 (5)	2 (5)	3 (5)	－ (3)	－ (3)	－ (3)
在宅療養等支援用具	3	3 (5)	6 (5)	2 (5)	－ (4)	－ (4)	－ (4)
情報・意思疎通支援用具	5	4 (5)	8 (5)	5 (5)	－ (5)	－ (5)	－ (5)
排泄管理支援用具	400	376 (400)	376 (400)	400 (400)	－ (400)	－ (400)	－ (400)
居宅生活動作補助用具	1	0 (2)	0 (2)	2 (2)	－ (2)	－ (2)	－ (2)

上段：実績(29年度は実績見込み)

下段：(見込み) 27～29年度は第4期計画、30～32年度は第5期計画

⑨ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等、意思疎通を図ることに支障がある障害者の自立した活動、生活を支援するため、日常会話程度の手話表現の技術を習得した手話奉仕員を養成します。入門編・基礎編講座を1年毎に行い、両講座を修了した人について、手話奉仕員の登録を行います。平成29年度は、1年間かけて入門編と基礎編を兼ねた講座を開催しています。

手話奉仕員養成研修事業は、平成30年に行われる「福井しあわせ元気大会」に向け、手話奉仕員の十分な確保をしてきます。

⑨ 移動支援事業

社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動等への外出時の移動を支援することで、社会参加を促します。

移動支援事業の実績・見込量は下表のとおりです。

今後も利用者のニーズを踏まえて、サービスの充実を図ります。

年 度	26	27	28	29	30	31	32
実利用人数(人)	7	5 (8)	4 (8)	5 (8)	— (5)	— (5)	— (5)
年間延利用時間 (時間)	184	172 (190)	134 (190)	100 (190)	— (100)	— (100)	— (100)

上段：実績(29年度は実績見込み)

下段：(見込み) 27～29年度は第4期計画、30～32年度は第5期計画

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

「地域活動支援センター」(I型)に通うことにより、創作的活動・生産活動・社会との交流の促進等を目的としたサービスを提供します。また、相談事業・ボランティアの育成等を行い、障害者の地域生活を支援します。

《任意事業》

⑪ 生活訓練等事業

市では、臨床心理士又は、言語聴覚士などの専門職を配置し、「ことばの育ちの教室」を開設し、ことばの発達等に遅れがみられる未就学児に対して、言葉の訓練や療育指導を実施しております。

また、必要に応じ、次の専門的な療育、医療機関等へつなぎます。対象児については、3歳児健診や5歳児健診、保育園・幼稚園でことばや心身の発達に遅れのある児童について、保健師や保育士等を通じて、利用につなげます。

⑫ 日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援、及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息に利用できるように、利用事業所との連携を図ります。

⑬ レクリエーション活動等支援事業

市内在住の障害者及び施設入所者合同のスポーツ大会や、障害者（児）及びその家族を対象とした自立支援を目的とする講座を行います。また、レクリエーションを通じて障害者（児）同士の交流を図ります。

⑭ 点字・声の広報等発行事業

点字や声の広報の希望があれば、ボランティアの協力を得て、対象者宅に郵送にて配付します。

また、市内飲食店に点字メニューの配置をすすめ、市内に観光などで訪れる点字を必要とされる方にもやさしいまちづくりを促進していきます。

地域生活支援事業の実績・見込量

事業名		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(3) 相談支援事業							
① 障害者相談支援事業	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(4) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数	0人	0人	1人	1人	1人	1人
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(6) 意思疎通支援事業							
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数	7人	8人	12人	10人	10人	10人
② 手話通訳者設置事業	設置者数	1人	1人	1人	1人	1人	1人
(7) 日常生活用具給付事業							
① 介護・訓練支援用具	実利用件数	1件	0件	1件	1件	1件	1件
② 自立生活支援用具	実利用件数	2件	2件	3件	3件	3件	3件
③ 在宅療養等支援用具	実利用件数	3件	6件	2件	4件	4件	4件
④ 情報・意思疎通支援用具	実利用件数	4件	8件	5件	5件	5件	5件
⑤ 排泄管理支援用具(注)	実利用件数	376件	376件	400件	400件	400件	400件
⑥ 居宅生活動作補助用具	実利用件数	0件	0件	2件	2件	2件	2件
(8) 手話奉仕員養成研修事業	修了者数	24人	5人	10人	5人	5人	5人
(9) 移動支援事業	実利用者数	5人	4人	8人	5人	5人	5人
	延利用時間数	172時間	134時間	190時間	100時間	100時間	100時間
(10) 地域活動支援センター ※ 左列：自市町内のセンター利用 右列：他市町内のセンター利用	実施箇所数	1箇所 5箇所	1箇所 5箇所	1箇所 4箇所	1箇所 4箇所	1箇所 4箇所	1箇所 4箇所
	実利用者数	24人 10人	18人 13人	12人 7人	15人 10人	15人 10人	15人 10人
(11) 生活訓練等事業	実利用者数	30人	26人	26人	25人	25人	25人
(12) 日中一時支援事業	実施箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	実利用者数	7人	6人	7人	7人	7人	7人

(注) ・ (7) ⑤排泄管理支援用具の給付件数は、1か月分を1件としています。